

様式第一号

(第3条第2号 第4条第2号及び第3号 第28条第1項第4号 第29条第2号及び第3号 第60条第3号 第61条第1号ト及び第2号ニ 第62条第1号ト及び第2号ニ 第66条第11号 第70条第5号 第80条第1項第9号 第118条第2項第12号 第121条第2項第12号 第134条第1項第4号関係)

純資産額に関する調書

(単位:百万円)

貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額(A)	
貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額(B)	
負債の部から控除される金額(C)	
純資産額(D) = (A) - (B) + (C)	

(記載上の注意)

「負債の部から控除される金額」とは、第38条第1項第7号及び第8号に掲げるものの額の合計額を記載すること。

様式第一号の二(第31条の3第1項 第36条の11関係)

対象議決権保有届出書

年 月 日

殿

商号、名称又は氏名
所在地、住所又は居所
届出義務発生日

年 月 日

1. 提出者が対象議決権を保有する株式会社商品取引所又は商品取引所持株会社に関する事項

株式会社商品取引所 又は商品取引所持株会社の商号	
本店の所在地	

2. 提出者に関する事項

(1) 提出者(対象議決権保有者)

※ 1 個人 2 法人			
(ふりがな) 提出者の商号、名称又は氏名			
(ふりがな) 提出者の所在地、住所又は居所		〒	
個人	生年月日 年 月 日 ※ 1明治 3昭和 2大正 4平成	(ふりがな)	
	職業	勤務先名称	
法人	設立年月日 年 月 日 ※ 1明治 3昭和 2大正 4平成	(ふりがな)	代表者役職
	事業内容	代表者名	
連絡先及び担当者名			

(2) 保有目的

--

(3) 対象議決権保有割合

対象議決権保有者 になっ た 日	年 月 日
保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)

(4) 対象議決権を有する株券に係る担保契約その他の重要な契約

--

3. 提出者と特別の関係にある者に関する事項

(1) 提出者と特別の関係にある者

※ 1 個人 2 法人			
(ふりがな) 提出者と特別の関係にある者の商 号、名称又は氏名			
(ふりがな) 提出者と特別の関係にある者の所在 地、住所又は居所		〒	
個人	生年月日 年 月 日 ※ 1明治 3昭和 2大正 4平成	(ふりがな)	
	職業	勤務先名称	
法人	設立年月日 年 月 日 ※ 1明治 3昭和 2大正 4平成	(ふりがな)	代表者役職
	事業内容	代表者名	
連絡先及び担当者名			

(2) 対象議決権保有割合

保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
--------	--------------------

4. 提出者及び提出者と特別の関係にある者に関する総括表

(1) 提出者及び提出者と特別の関係にある者

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

(2) 提出者及び提出者と特別の関係にある者の対象議決権保有割合

保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
--------	--------------------

(記載上の注意)

1. この様式において「提出者と特別の関係にある者」とは、対象議決権保有届出書(以下この様式において「届出書」という。)の提出者と特別の関係(令第7条第1項各号又は第7条の4第1項各号に掲げる関係をいう。以下この様式において同じ。)にある者をいう。
2. 「商号、名称又は氏名」及び「所在地、住所又は居所」には届出書の提出者(代理人が提出する場合には当該代理人)の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所を記入し、押印すること。また、代理人が提出する場合にあっては、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること。
3. 届出書の提出者が、当該提出者と特別の関係にある者の委任を受けて、当該提出者及び当該特別の関係にある者の届出書をまとめて提出する場合にあっては、「商号、名称又は氏名」及び「所在地、住所又は居所」には、当該提出者の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所を記入し、押印すること。また、当該特別の関係にある者が、当該提出者に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該特別の関係にある者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること。
4. 法人の場合にあっては、「商号、名称又は氏名」には、当該法人の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記入し、代表者印を押印すること。
5. 「届出義務発生日」には、株式会社商品取引所又は商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者となった日を記載すること。
6. ※のある欄は、該当する番号を○で囲むこと。
7. 「2. (4) 対象議決権を有する株券に係る担保契約その他の重要な契約」には、株券に関する担保契約その他の重要な契約がある場合に、当該契約の相手方、当該契約の対象となっている議決権の数その他の内容を記載すること。
8. 届出書の提出者が、当該提出者と特別の関係にある者の委任を受けて、当該提出者及び当該特別の関係にある者の届出書をまとめて提出する場合にあっては、当該提出者及び当該特別の関係にある者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「2. 提出者に関する事項」に記載し、これらの議決権の保有状況を一括して「4. 提出者及び提出者と特別の関係にある者に関する総括表」に記載すること。この場合において、「3. 提出者と特別の関係にある者に関する事項」は記載することを要しない。
9. 「3. 提出者と特別の関係にある者に関する事項」には、届出書の提出者と特別の関係にある者がいる場合に、当該提出者が了知している範囲内で記載すること。
10. 「3. 提出者と特別の関係にある者に関する事項」には、届出書の提出者と特別の関係にある者がいる場合にのみ、当該特別の関係にある者ごとに記載し、「4. 提出者及び提出者と特別の関係にある者に関する総括表」には、届出書の提出者と特別の関係にある者がいる場合にのみ、当該提出者及び当該特別の関係にある者の議決権の保有状況を一括して記載すること。届出書の提出者と特別の関係にある者がいない場合にあっては、「3. 提出者と特別の関係にある者に関する事項」及び「4. 提出者及び提出者と特別の関係にある者に関する総括表」は記載することを要しない。
11. 「4. (1) 提出者及び提出者と特別の関係にある者」には、届出書の提出者と特別の関係にある者がいる場合に、当該提出者及び当該提出者と特別の関係にある者の商号、名称又は氏名を記載すること。
12. 「4. (2) 提出者及び提出者と特別の関係にある者の対象議決権保有割合」には、届出書の提出者と特別の関係にある者がいる場合に、当該提出者及び当該提出者と特別の関係にある者の保有議決権数を合計して記載すること。

様式第二号(第 31 条の4関係)

(表)

<p>第 号 商品先物取引法の規定による 立入検査をする職員の身分証明書</p> <p>職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 農林水産大臣又は 経済産業大臣 印</p>		<p>写 真</p> <div style="text-align: center;"><p>押 出 スタ ンプ</p></div>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------------------------------------------------------------------------

(裏)

<p>注 意 事 項</p>
<p>1. この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2. この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。</p> <p>3. この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。</p> <p>4. 新たな証明書の交付を受けたとき、退職若しくは転職したとき、又は検査に従事しないこととなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。</p> <p>5. 官印のないもの及び写真に押出スタンプのないものは無効とする。</p>

(備考)1. 用紙の大きさは縦8cm×横12cmとする。

様式第三号(第 80 条第1項第 10 号 第 118 条第2項第 13 号 第 121 条第2項第 13 号関係)

1. 内部管理に関する業務を行う組織の概要

2. 顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等

(記載上の注意)

- 「内部管理に関する業務」とは、法令遵守の管理(商品先物取引業が法令並びに協会の自主規制規則及び受託契約準則その他の規則(以下「法令等」という。)に適合するかしないかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。)に関する業務をいう。
- 「1. 内部管理に関する業務を行う組織の概要」には、内部管理に関する業務に関わる組織又はこれに準ずる組織の名称、当該組織の責任者の氏名、役職名及び業務の概要を記載すること。なお、これらの記載は当該組織の名称、当該組織の責任者の氏名、役職名及び業務の概要を記した組織図等の添付に代えることができる。
- 「2. 顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等」には、顧客からの苦情及び相談があった場合における当該苦情及び相談を解決するための体制及び対応方法を記載すること。

様式第四号(第 80 条第1項第 16 号 第 118 条第2項第 19 号 第 121 条第2項第 19 号関係)

兼業業務に関する調書

兼業業務の内容	
---------	--

様式第五号(第 80 条第1項第 17 号 第 118 条第2項第 20 号 第 121 条第2項第 20 号関係)

支配関係法人の概要に関する調書

1. 支配関係法人の商号等

商号又は名称	
本店の所在地	

2. 支配関係法人の業務の概要

--

3. 届け出ることとなった理由

--

4. 支配関係を持つに至った年月日

年 月 日

商号又は名称
所在地
代表者の役職名・氏名

印

1. 訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況

番号	訴訟又は調停の当事者となった場合				訴訟又は調停が終結した場合	
	相手方の氏名又は名称及び住所	訴訟の提起又は調停の申立て年月日	管轄裁判所名	事件の内容	訴訟又は調停の終結年月日	判決又は和解の内容

(記載上の注意)

1. 訴訟又は調停(商品先物取引業又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあつては、商品先物取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)の当事者となった場合及び当該訴訟若しくは調停が終結した場合に記載すること。
2. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
3. 訴訟又は調停の開始順に記載し、各年度ごとに「年度-案件番号」のように番号を付与すること。また、同一顧客等(顧客の親族及び顧客の代理人を含む。)に関わる訴訟又は調停については、同一番号で記載すること。
4. 「事件の内容」について
「事件の内容」欄には、無断売買、仕切拒否等の内容を簡潔かつ具体的に記載すること。
5. 「判決又は和解の内容」について
「判決又は和解の内容」欄には、判決又は和解の内容を具体的に記載すること。
6. 対象期間は、前回許可(更新)日から今回許可(更新)申請日までとする。ただし、第117条第1項第2号の報告書の場合は、報告の対象となる月において継続中の訴訟又は調停を記載すること。
7. 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者は、その委託を行つた商品先物取引仲介業者の商品先物取引仲介業に関する「訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書」を提出する。提出に当たっては、商品先物取引業者に係る「訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書」とは別の用紙に記載すること。

2. 商品先物取引業に関して処分等を受けた職員

氏名	生年月日	住所	所属する営業所又は事務所の名称	所属する部署及び役職名	外務員の登録の有無	処分等を受けた年月日	処分等の内容

(記載上の注意)

1. 「商品先物取引業に関して処分等を受けた職員」とは、商品先物取引業に関して禁錮以上の刑若しくは法令若しくはこれに相当する外国の法令による罰金の刑に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある者をいう。
2. 「外務員の登録の有無」欄には、現在外務員である場合は、当該登録を受けた年月日を記載し、(現職)と記載すること。
また、過去に外務員の登録があつた場合は、当該登録の期間及びその所属していた商品先物取引業者名を記載すること。
3. 「処分等の内容」欄には、当該処分の根拠となつた法令及び課された行政処分を記載すること。
4. 報告の対象となる者は、報告の対象となる月に1. の処分等を受けた者及び報告の対象となる月に新たに職員となつた者のうち過去5年以内に 1. の処分等を受けた者とする。

様式第七号（第 83 条第 1 項関係）

年 月 日

殿

届 出 者

商号又は名称

所 在 地

代表者の役職名・氏名



兼業業務に関する届出書

商品先物取引法第 196 条第 1 項及び商品先物取引法施行規則第 83 条第 1 項の規定により、兼業業務について、下記のとおり届け出ます。

記

兼業業務の内容	
兼業業務の開始、変更又は 廃止の年月日	年 月 日
兼業業務の開始、変更又は 廃止の別	

（記載上の注意）

印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。

殿

届出者

商号又は名称

所在地

代表者の役職名・氏名

印

支配関係法人の概要に関する届出書

商品先物取引法第 196 条第2項及び商品先物取引法施行規則第 85 条の規定により、支配関係法人の概要について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 支配関係法人の商号等

商号又は名称	
本店の所在地	

2. 支配関係法人の業務の概要

<hr/>

3. 届け出ることとなった理由

<hr/>

4. 支配関係を持つに至った年月日、届け出た事項に変更を生じた年月日又は支配関係がなくなった年月日

年 月 日

（記載上の注意）

印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。

様式第九号（第91条関係）

	30〔7〕cm以上	
20〔5〕cm以上	商品先物取引業者 (商号又は名称) (業務の種別) (加入している商品先物取引協会の名称)	

(記載上の注意)

1. 〔 〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。
2. 業務の種別については、法第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。
3. 加入している商品先物取引協会の名称に続けて「加入」と表示すること。

商号又は名称

所在地

代表者の役職名・氏名

印

純資産額規制比率に関する届出書(年 月 日現在)

(単位:百万円、%)

(1)純資産額規制比率の状況

資 産 合 計 (A)	
資 産 の 額 か ら 控 除 す る 金 額 (B)	
負 債 合 計 (C)	
負 債 の 額 か ら 控 除 す る 金 額 (D)	
法 第 2 1 1 条 に 規 定 す る 純 資 産 額 (E) = (A) - (B) - (C) + (D) (E)	
リ ス ク 相 当 額 (F)	
市 場 リ ス ク 相 当 額	()
取 引 先 リ ス ク 相 当 額	()
基 礎 的 リ ス ク 相 当 額	()
純 資 産 額 規 制 比 率 (G) (G) = (E) ÷ (F) × 1 0 0 (G)	

(2)資産の額から控除する金額

流 動 資 産	
委 託 者 等 未 収 金	()
関 係 会 社 に 対 す る 短 期 貸 付 金	()
前 渡 金	()
前 払 費 用	()
一 般 貸 倒 引 当 金 (△)	
固 定 資 産	
無 形 固 定 資 産	()
長 期 未 収 債 権	()
長 期 貸 付 金	()
長 期 前 払 費 用	()
繰 延 税 金 資 産	()
繰 延 資 産	
保 有 す る 有 価 証 券	
関 係 会 社 が 発 行 し た 有 価 証 券	()
他 の 会 社 又 は 第 三 者 が 発 行 し た CP 又 は 社 債 券	()
未 公 開 株 等	()
第 三 者 の た め に 担 保 に 供 さ れ て い る 資 産	
合 計	

(3)負債の額から控除する金額

商 品 取 引 責 任 準 備 金 等	
長 期 劣 後 債 務	
短 期 劣 後 債 務	
合 計	

(4)リスク内訳

内 訳	リスク相当額
市 場 リ ス ク 相 当 額	
金 リ ス ク 相 当 額	
ロ ン グ ポ ジ シ ョ ン	
シ ョ ー ト ポ ジ シ ョ ン	
コ モ デ ィ テ ィ リ ス ク 相 当 額	
ロ ン グ ポ ジ シ ョ ン	
シ ョ ー ト ポ ジ シ ョ ン	
オ プ シ ョ ン 取 引	
そ の 他 市 場 リ ス ク 相 当 額	
取 引 先 リ ス ク 相 当 額	
金 関 連 取 引	
貴 金 属 関 連 取 引	
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	
短 期 貸 付 金	
未 収 入 金	
未 収 益	
委 託 者 等 未 収 金	
短 期 差 入 保 証 金	
保 証 債 務	
保 証 予 約	
そ の 他 取 引 先 リ ス ク 相 当 額	
基 礎 的 リ ス ク 相 当 額	
合 計	

(記載上の注意)

- 1 . 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
- 2 . 純資産額規制比率は、少数点以下第二位以下を切り捨て、小数点以下第一位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日又は償還日を注記すること。

年 月 日 提出

基準日 年 月 日
商号又は名称
所在地
代表者の役職名・氏名 印

事業報告書

事業年度(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

1. 商品先物取引業者の概況

(1) 発行済株式等の総数

--

(2) 業務の種別

--

(3) 加入している委託者保護基金及び商品先物取引協会の名称並びに会員等となっている商品取引所の名称又は商号

--

(4) 株主総会等の決議事項の要旨

--

(5) 株主等の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
計 人		

(6) 営業所等並びに役員及び使用人の総数

	営業所等数	役員		使用人	計
			うち非常勤		
総数		名	名	名	名
うち外務員		名	名	名	名

(7) 役員の状況

役職名	氏名又は名称	兼職の状況		
		商号又は名称	役職名	代表権の有無

(8) 外務員の登録状況

(単位:人)

年	月期	年	月期	年	月期

(9) 商品先物取引業の執行体制

--

2. 商品先物取引業の状況

(1) 商品先物取引業に係る当該事業年度の業務概要

--

(2) 取引の状況

① 商品市場における取引の状況

(単位:数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委託	自己	計

② 外国商品市場取引の状況

(単位:数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委託	自己	計

③ 店頭商品デリバティブ取引の状況

(単位:数量)

商品又は商品指数	取引の種類	媒介等	自己	計

(3) 兼業業務の状況

兼業業務の種類	
兼業業務の状況	

3. 訴訟に関する事項

提訴年月日	原告又は被告の別	事件名 (事件番号)	判決日	概要

4. 経理の状況

(以下については、記載上の注意 17. に基づき、記載上の注意 18. の方法で作成すること。)

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- ④個別注記表
- ⑤監査役監査報告書(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会監査報告書、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会監査報告書)及び会計監査人監査報告書(会社法第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合に限る。)
- ⑥附属明細書

(記載上の注意)

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 「基準日」は、当該事業年度の末日とする。事業報告書の内容は、この記載上の注意に特段の指示がない限り、基準日における状況を記載すること。
3. 「1. (1) 発行済株式等の総数」については、金融商品取引所に上場している場合にあつては、当該金融商品取引所の名称又は商号を記載すること。なお、株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者(外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所又は事務所を有する者を除く。)においては、その資本金の額、及び出資の総額又は基金の総額を記載すること。
4. 「1. (2) 業務の種別」については、基準日において行っている法第二条第二十二項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。なお、当該事業年度において変更があつた場合には、その旨を注記すること。
5. 「1. (3) 加入している委託者保護基金及び商品先物取引協会の名称並びに会員等となっている商品取引所の名称又は商号」については、商品取引所の会員資格及び取引参加者資格等に種類がある場合には、その種類を記載すること。なお、当該事業年度において変更があつた場合には、その旨を注記すること。
6. 「1. (4) 株主総会等の決議事項の要旨」については、当該事業年度に係る定時株主総会(「株式会社以外の者」においては、定時株主総会に準ずる機関)及び臨時株主総会(「株式会社以外の者」においては、臨時株主総会に準ずる機関)の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。
7. 「1. (5) 株主等の状況」については、基準日において保有する議決権(令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この様式において同じ。)の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者(以下この記載上の注意7. において「株主等」という。)について記載すること。なお、「割合」の欄には、議決権の総数に対する保有する議決権の数の割合を、小数点以下第三位以下を切り捨て、小数点以下第二位まで記載すること。
8. 「1. (6) 営業所等並びに役員及び使用人の総数」については、営業所等については、基準日における本店

- 又は主たる事務所を含むすべての営業所又は事務所(外国法人にあっては、国内におけるすべての営業所又は事務所)の数を記載すること。また、役員及び使用人の総数については、基準日における役員及び使用人(外国法人にあっては、国内におけるすべての営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人)の数を記載すること。なお、当該事業年度において、営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。
9. 「1. (7) 役員 の 状 況」 につ い て は、 基 準 日 に お け る 役 員 (外 国 法 人 に あ っ て は、 国 内 に お け る す べ て の 営 業 所 又 は 事 務 所 に 駐 在 す る 役 員) につ い て 記 載 す る 事 項 。 な お、「 兼 職 の 状 況」 の 欄 に は、 兼 職 先 の 商 号 又 は 名 称 並 び に 兼 職 先 に お け る 役 職 名 及 び 代 表 権 の 有 無 を 記 載 す る 事 項 。 た だ し、 会 計 参 与 及 び 監 査 役 に あ っ て は、「 兼 職 の 状 況」 の 欄 に 記 載 す る 事 項 を 要 し な い。
 10. 「1. (8) 外 務 員 の 登 録 状 況」 につ い て は、 直 前 三 年 の 各 事 業 年 度 の 基 準 日 に お け る 外 務 員 の 数 を 記 載 す る 事 項 。
 11. 「2. (1) 商 品 先 物 取 引 業 に 係 る 当 該 事 業 年 度 の 業 務 概 要」 につ い て は、 当 該 事 業 年 度 に お け る 商 品 先 物 取 引 業 の 概 況 (商 品 先 物 取 引 業 に 係 る 収 支 の 概 要 及 び 当 該 収 支 に 影 響 を 及 ぼ し た 重 要 事 項 を 含 む。) を 記 載 す る 事 項 。
 12. 「2. (2) 取 引 の 状 況」 につ い て は、 商 品 市 場 に お け る 取 引 の 状 況 に あ っ て は、 商 品 取 引 所 別 及 び 上 場 商 品 構 成 物 品 又 は 上 場 商 品 指 数 の 種 類 別 に 取 引 数 量 を 掲 載 す る 事 項 。 な お、 商 品 市 場 に お け る 取 引 の 委 託 を 受 け る 商 品 先 物 取 引 業 者 に お け て は、「 委 託」 の 欄 の 記 載 に あ っ て は、 商 品 市 場 に お け る 取 引 の 委 託 の 取 次 ぎ を 受 け た 数 量 が あ る 場 合 は、 そ の 数 量 を 括 弧 書 で 記 載 す る 事 項 。
 13. 「2. (2) 取 引 の 状 況」 につ い て は、 外 国 商 品 市 場 取 引 の 状 況 に あ っ て は、 外 国 商 品 市 場 開 設 者 別 及 び 上 場 商 品 構 成 物 品 又 は 上 場 商 品 指 数 に 相 当 す る も の の 種 類 別 に 取 引 数 量 を 記 載 す る 事 項 。 な お、 外 貨 建 て の 取 引 の 場 合 は、 基 準 日 に お け る 外 国 為 替 レ ー ト に よ り 邦 貨 換 算 す る 事 項 。 た だ し、 外 国 商 品 市 場 取 引 の 委 託 を 受 け る 商 品 先 物 取 引 業 者 に お け て は、「 委 託」 の 欄 の 記 載 に あ っ て は、 外 国 商 品 市 場 に お け る 取 引 の 委 託 の 取 次 ぎ を 受 け た 数 量 が あ る 場 合 は、 そ の 数 量 を 括 弧 書 で 記 載 す る 事 項 。
 14. 「2. (2) 取 引 の 状 況」 につ い て は、 店 頭 商 品 デ リ バ テ ィ ブ 取 引 の 状 況 に あ っ て は、 店 頭 商 品 デ リ バ テ ィ ブ 取 引 の 対 象 と な る 商 品 又 は 商 品 指 数 (商 品 の 価 格 の 公 表 主 体 そ の 他 の 取 引 の 対 象 を 特 定 す る も の を 含 む。) の 種 類 別 に 取 引 数 量 を 記 載 す る 事 項 。 な お、 外 貨 建 て の 取 引 の 場 合 は、 基 準 日 に お け る 外 国 為 替 レ ー ト に よ り 邦 貨 換 算 す る 事 項 。
 15. 「2. (3) 兼 業 業 務 の 状 況」 につ い て は、 兼 業 業 務 の 種 類 ご と に、 可 能 な 限 り 収 支 の 状 況 を 記 載 す る 事 項 。
 16. 「3. 訴 訟 に 関 す る 事 項」 につ い て は、 商 品 先 物 取 引 業 に 関 す る 当 該 事 業 年 度 に お け る 裁 判 判 決、 係 争 中 の 案 件 そ の 他 の 訴 訟 案 件 を 記 載 す る 事 項 。 判 決 が 下 さ れ た 案 件 (控 訴 又 は 上 告 に よ り 係 争 中 の 案 件 を 除 く。) に つ い て は、 当 該 判 決 の 概 要 (損 害 賠 償 額 (和 解 金 を 含 む。)、 相 殺 の 割 合 及 び 違 法 と 認 定 さ れ た 場 合 に あ っ て は、 当 該 違 法 と 認 定 さ れ た 行 為 を 含 む。) を 「 概 要」 の 欄 に 記 載 す る 事 項 。 係 争 中 の 案 件 に つ い て は、 そ の 概 要 を 「 概 要」 の 欄 に 簡 潔 に 記 載 す る 事 項 。
 17. 「4. 経 理 の 状 況」 につ い て は、 期 中 に お け る ① か ら ⑥ ま で に つ い て の 内 容 を 記 載 す る 事 項 (第 百 十 六 条 第 二 項 に 基 づ き 計 算 書 類 等 及 び そ の 附 属 明 細 書 を 提 出 す る 場 合 を 除 く。)。 金 融 商 品 取 引 法 第 二 十 八 条 第 一 項 に 規 定 す る 第 一 種 金 融 商 品 取 引 業 を 行 う 外 国 法 人 は、 ① か ら ③ ま で 及 び ⑥ に つ い て は、 金 融 商 品 取 引 業 者 等 に 関 す る 内 閣 府 令 第 百 七 十 二 条 第 一 項 に 規 定 さ れ る 報 告 書 に 記 載 さ れ る 内 容 を 記 載 す る 事 項 。 ⑤ に つ い て は、 公 認 会 計 士 又 は 監 査 法 人 の 監 査 の 有 無 を 注 記 し、 監 査 を 受 け て い る 場 合 に は、 該 当 す る す べ て の 監 査 報 告 書 (外 部 監 査 を 受 け て い な い 会 社 に あ っ て は 内 部 監 査 の み、 外 部 監 査 を 受 け て い る 会 社 に あ っ て は 内 部 監 査 と 外 部 監 査 の そ れ ぞ れ) を 添 付 す る も の と す る。
 18. 記 載 し き れ な い と き は、 こ の 様 式 の 例 に よ り 作 成 し た 書 面 に 記 載 し て、 そ の 書 面 を 次 に 添 付 す る 事 項 。

様式第十二号（第117条第1項第1号関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職名・氏名

印

月 次 報 告 書
（ 年 月 ）

1. 主要勘定残高

(単位：百万円)

(1) 貸借対照表

科 目		金 額
流 動 資 産 計		
現 金 ・ 預 金		
預 託 金		
委託者資産保全措置信託金	()	
商品取引責任準備預託金	()	
委託者保護基金への預託・分離預託	()	
委託者保護基金への預託・担保金	()	
その他の預託金	()	
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品		
商品デリバティブ取引	()	
その他のトレーディング商品	()	
未 収 金		
委託者等未収金	()	
その他の未収金・立替金	()	
差 入 保 証 金		
先物取引差入保証金	()	
その他の差入保証金	()	
委託者先物取引差		
短期貸付		
前渡		
前払費用		
未収入金		
未収入		
繰延税金資産		
その他の流動資産		
貸倒引当金 (△)		
固 定 資 産 計		
有 形 固 定 資 産		
建物	()	
土地	()	
器具・備品	()	
その他の有形固定資産	()	
無 形 固 定 資 産		
の れ ん	()	
ソフトウェア	()	
その他の無形固定資産	()	
投 資 そ の 他 の 資 産		
投資有価証券	()	
関係会社株式	()	
長期未収債権	()	
長期差入保証金	()	
長期貸付金	()	
長期前払費用	()	
繰延税金資産	()	
その他	()	
貸倒引当金 (△)	()	
繰 延 資 産 計		
資 産 合 計		

流動負債	計	
トレーディング商品		
商品デリバティブ取引	()	
その他のトレーディング商品	()	
預り	現金	
預り	証拠	()
その他の預り	現金	()
未払法人税等	負債	
繰延税金	負債	
委託者先物取引	差金	
短期借入	現金	
未払	現金	
未払	費用	
前受	現金	
前受	収益	
賞与引当	金	
その他の流動負債	債	
固定負債	計	
社債・長期借入金	負債	
繰延税金	負債	
退職給付引当	金	
その他の固定負債	債	
引当金	計	
商品取引責任準備	金	
その他の引当	金	
負債合計	計	
株主資本		
資本金	本	()
新株式申込証拠	金	()
資本剰余	金	()
利益剰余	金	()
自己株	式	()
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額	金	()
新株予約	権	
純資産	合計	
負債・純資産	合計	

委託者等未収金の無担保部分についての注記	金額
委託者等未収金	
うち無担保部分	

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
受 取 手 数 料	
商品先物取引に係る受取委託手数料	()
商品ファンド販売手数料	()
その他の受取手数料	()
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	
商品トレーディング損益	()
その他のトレーディング損益	()
そ の 他 の 営 業 収 益	
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	
取 引 所 等 関 係 費	()
人 件 費	()
役 員 報 酬	()
従 業 員 給 料	()
そ の 他 の 人 件 費	()
不 動 産 関 係 費	()
事 務 費	()
租 税 公 課	()
減 価 償 却 費	()
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	()
そ の 他	()
営 業 損 益	
営 業 外 収 益	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	()
経 常 損 益	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
当 期 純 損 益	

(3) その他

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
資 産 の 部 合 計	
(負 債 の 部)	
負 債 の 部 合 計	
(純 資 産 の 部)	
純 資 産 合 計	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	

2. 純資産額規制比率

(1) 純資産額規制比率の状況

資産の額から控除する金額 (A)	
負債の額から控除する金額 (B)	
法第211条に規定する純資産額 (E) = (A) - (B) - (C) + (D)	
リスク相当額 (F)	
純資産額規制比率 (G) = (E) ÷ (F) × 100	

(2) 資産の額から控除する金額

流動資産	産金	
委託者等未収	金	
関係会社に対する短期貸付	金	
前払費用	金	
一般貸倒引当	金	(△)
固定資産	産	
無形固定資産	権	
長期未収債	金	
長期前払費用	用	
繰上延税	産	
繰上延資産	券	
保有する有価証券	等	
関係会社が発行した有価証券	債	
他の会社又は第三者が発行したCP又は社債	等	
第三者のために担保に供されている資産	計	

(3) 負債の額から控除する金額

商品取引責任準備金等	
長期劣後債	務
短期劣後債	務
合計	計

(単位:百万円)

(4) リスク内訳

内訳	リスク相当額
市場リスク相当額	
金リスク相当額	
ロンドンポジション	
シヨーポジション	
コモディティリスク相当額	
ロンドンポジション	
シヨーポジション	
オプション取引	
その他の市場リスク相当額	
取引先リスク相当額	
金関連取引	
貴金属関連取引	
その他のコモディティ関連取引	
短期貸付	
未収入金	
未収益	
委託者等未収金	
短期差入保証金	
保証債	
保証予	
その他の取引先リスク相当額	
基礎的リスク相当額	
合計	計

(単位:百万円、%)

3. 委託者等資産保全措置の状況

(1) 商品市場における取引

① 委託者等資産保全措置の状況

項 目	金 額
委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額	
商品取引所又は商品取引清算機関に預託された証拠金の額	
受渡しの決済のために商品取引所又は商品取引清算機関に預託された財産	
保全対象財産	
委託者等資産保全措置額	
信託契約額	
委託者保護基金への預託額	
現金	
有価証券等	
保証委託契約額	
代位弁済委託契約額	
委託者等資産保全措置率	
委託者等資産保全措置過不足(▲)額	

② 取引証拠金預託猶予額

金 融 機 関 名	契 約 金 額
合 計	

③ 信託契約相手先別明細

信 託 契 約 の 受 託 者	契 約 金 額
合 計	

④ 保証委託契約金融機関別明細

金 融 機 関 名	支 払 保 証 限 度 額
合 計	

⑤ 委託者等資産保全措置額の残高推移表

日付	委託者等に 係る負債から 委託者に係る 資産を控除 した額	商品取引所又は 商品取引清算機関 に預託された証拠 金の額	受渡しの決済のため に商品取引所又は 商品取引清算機関に 預託された財産	保全対象 財産	委託者等 資産保全 措置額	委託者等 資産保全 措置過不 足(▲)額

(単位:百万円、千株)

(2)外国商品市場取引

保	全	必	要	財	産	額		
金			銭			等	残高	内訳
管	理	の		方		法		
預	金	又	は	貯		金		
特		定		信		託		
金		銭		信		託		
有	価	証		券		等	残高	内訳
管	理	の		方		法		
自	己	で		管		理		
第	三	者	に	よ	る	管		
合		計				額		

(3)店頭商品デリバティブ取引

保	全	必	要	財	産	額		
金			銭			等	残高	内訳
管	理	の		方		法		
預	金	又	は	貯		金		
特		定		信		託		
金		銭		信		託		
カ	バ	一	取	引	先	へ	の	預
媒	介	等	相	手	方	へ	の	預
有	価	証		券		等	残高	内訳
管	理	の		方		法		
自	己	で		管		理		
第	三	者	に	よ	る	管		
合		計				額		

4. 取引の状況

①商品市場における取引の状況

(単位:数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委	託	自	己	計

委託者等数	うち取引実績委託者等数

②外国商品市場取引の状況

(単位:数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委	託	自	己	計

委託者等数	うち取引実績委託者等数

③店頭商品デリバティブ取引の状況

(単位:数量)

商品又は商品指数	取引の種類	媒	介	等	自	己	計

委託者等数	うち取引実績委託者等数

(記載上の注意)

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 「1. 主要勘定残高」については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。
3. 「1. (1) 貸借対照表」及び「1. (2) 損益計算書」については、商品先物取引業者(令第28条各号に掲げる者を除く。)が記載すること。「1. (3) その他」については、商品先物取引業者(令第28条各号に掲げる者に限る。)が記載すること。
4. 「2. 純資産額規制比率」については、法第211条に規定する商品先物取引業を行う商品先物取引業者のみが記載すること。純資産額規制比率は、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日又は償還日を注記すること。
5. 「3. 委託者等資産保全措置の状況」については、委託者等からの預り金等を預金として取り扱っている者においては、記載することを要しない。
6. 「3. (1) ①委託者等資産保全措置率」については、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
7. 「3. (2) 外国商品市場取引」及び「3. (3) 店頭商品デリバティブ取引」については、金銭等にあつては、法第210条第1項第2号に掲げる財産をいい、有価証券等にあつては、施行規則第98条の3第4項に規定する有価証券等をいう。
8. 「3. (2) 外国商品市場取引」及び「3. (3) 店頭商品デリバティブ取引」については、特定信託にあつては、施行規則第98条の3第1項第1号の信託契約に基づく信託をいい、金銭信託にあつては、施行規則第98条の3第1項第2号ロの信託契約に基づく信託をいう。
9. 「3. (2) 外国商品市場取引」及び「3. (3) 店頭商品デリバティブ取引」については、預金又は貯金にあつては通貨ごとに記載し、有価証券等にあつてはその種類ごとに記載すること。なお、「内訳」の欄については、管理方法が「自己で管理」の場合にあつては、その管理場所を記載し、それ以外の場合にあつては、預金等の相手方の商号又は名称及び当該相手方ごとの作成日残高を記載すること。
10. 「3. (2) 外国商品市場取引」及び「3. (3) 店頭商品デリバティブ取引」については、特定信託にあつては、報告対象月の末日における残高を記載(当該残高が特定信託必要額に満たない場合には、施行規則第98条の3第1項第1号への規定によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加された後の特定信託の残高を括弧書で付記)すること。
11. 「4. 取引の状況」については、商品市場における取引の状況にあつては、商品取引所別及び上場商品構成物品又は上場商品指数の種類別に取引数量を掲載すること。なお、取引所の会員たる商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。
12. 「4. 取引の状況」については、外国商品市場取引の状況にあつては、外国商品市場開設者別及び上場商品構成物品又は上場商品指数に相当するものの種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外国為替レートにより邦貨換算すること。また、取引所の会員たる商品先物取引業者において、「委託」の欄の記載にあたり、外国商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。
13. 「4. 取引の状況」については、店頭商品デリバティブ取引の状況にあつては、店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数(商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。)の種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外国為替レートにより邦貨換算すること。
14. 「4. 取引の状況」については、「委託者等数」の欄に、報告対象月の末日における商品取引契約を締結している者の数を記載することとし、「うち取引実績委託者等」の欄に、報告対象月の末日における決済の終了していない取引を行っている者の数を記載すること。

様式第十三号（第126条の6関係）

20 〔5〕 cm 以上	30〔7〕cm以上	
	商品先物取引仲介業者	
	(氏名又は商号若しくは名称)	
	(登録番号)	
	(業務の種別)	
所属商品先物取引業者	(所属商品先物取引業者の商号又は名称)	

(記載上の注意)

1. 〔 〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。
2. 業務の種別については、法第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。

年 月 日提出

基準日 年 月 日

氏名又は商号若しくは名称

住所又は所在地

代表者の役職名・氏名

印

個人・法人の別【個人・法人】

事業報告書

事業年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

1. 登録年月日及び登録番号

年 月 日（ 号）

2. 所属商品先物取引業者の概要

所属商品先物取引業者の商号又は名称	委託契約締結年月日	備考

3. 役員及び使用人の状況

（単位：人）

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名
うち外務員	名	名	名	名

4. 商品先物取引仲介業に係る口座の状況

所属商品先物取引業者の商号又は名称	口座数			
	前期末	当期末	増減	うち当該事業年度に媒介を行った口座数

5. 媒介手数料等の状況

（単位：千円）

所属商品先物取引業者の商号又は名称	媒介手数料

（記載上の注意）

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 「基準日」については、当該事業年度の末日とする。事業報告書の内容は、この記載上の注意に特段の指示がない限り、基準日における状況を記載すること。
3. 「2. 所属商品先物取引業者の概要」については、基準日において委託を受けている所属商品先物取引業者の商号又は名称及び当該所属商品先物取引業者との委託契約締結年月日を記載すること。なお、当該事業年度に所属商品先物取引業者の変更があった場合には、その旨を「備考」の欄に記載すること。
4. 「3. 役員及び使用人の状況」については、商品先物取引仲介業者が個人である場合には、当該商品先物取引仲介業者の代表者は、「役員」の欄に記載すること。
5. 「4. 商品先物取引仲介業に係る口座の状況」については、商品先物取引仲介業に係る口座数について、「前期末」の欄、「当期末」の欄及び「増減」の欄に商品先物取引仲介業として媒介行為を行った口座数を記載すること。なお、「うち期中に媒介を行った口座数」の欄には、約定に至ったか否かに関わらず、期中に商品先物取引仲介業者を通じて注文を発注した口座数を記載すること。
6. 「5. 媒介手数料等の状況」については、「媒介手数料」の欄には、当該事業年度に所属商品先物取引業者から得た媒介手数料の金額を記載すること。
7. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。